

飯塚市の公共工事等の前金払に関する規程(平成24年飯塚市訓令第1号)の一部を  
改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第13号

飯塚市の公共工事等の前金払に関する規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(前金払の申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定による保証書の添付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、申請者は、当該保証書を添付したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の申請があった場合は、市長は、当該申請の可否を決定し、申請者に通知するものとする</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>	<p>(前金払の申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の申請があった場合は、市長は、当該申請の可否を決定し、申請者に通知するものとする</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。